

平成 21 年 9 月 11 日

地域・都道府県サッカー協会 御中
(写し) 関連団体 御中

新型インフルエンザ(H1N1)に関するガイドライン

財団法人 日本サッカー協会
スポーツ医学委員会

拝啓 平素より日本サッカー協会の活動にご協力いただき、感謝申し上げます。

このたび、本委員会は、新型インフルエンザにつきまして、以下の如く見解をまとめましたのでご連絡申し上げます。

敬具

記

- 【感染予防】
- うがい、手洗いの励行（手指の消毒・殺菌スプレーの使用）
 - 十分な栄養、休養、睡眠などによる体調管理
 - 咳エチケット（マスク使用、手やティッシュで鼻・口を覆うなど）
 - 検温

【罹患時の対応】

◎各世代日本代表チーム活動時

- ①発症した選手は宿泊施設においては、別の部屋に隔離する。
- ②他の選手との接触を断つ。
- ③発症した場合は大会主催者に速やかに報告する。
- ④複数名発症した場合は、合宿の中止、試合参加の取り止めもありうる。
- ⑤国内において発症した場合は、検査結果が A 型と判明した時点で帰宅を促す。
- ⑥海外遠征時において発症した場合は、検査結果が A 型と判明した時点で帰国可能な場合は別途帰国させる。帰国不可能な場合は、引き続き隔離し、他の選手接触を断ち、帰国時の飛行機内の席を離すなどの対応を行なう。
- ⑦発症者がでた場合海外遠征時は、発症していない選手に対し、抗ウィルス薬であるタミフルの予防投与を図る。
- ⑧帰国後は解散時に検温をし、注意事項をチームドクターから選手に伝達の上、サッカーヘルスマイトに報告を記載する。

◎各大会・リーグでの対応

- ① Jリーグ・Fリーグ・なでしこリーグ・天皇杯
 - ・発症者（疑いを含む）がチーム登録選手の 2 割以上になった場合、実行委員会により試合開催の可否を決定、またはマッチコミッショナーの判断により試合開催の可否を最終決定

- ・大会・リーグの関係者に発症者が出た場合の報告方法の確立・義務化
- ・Jリーグにおいては、必要な薬品等の備蓄

②上記以外の大会・リーグ

- ・発症者（疑いを含む）が登録選手の1割以上になった場合、実行委員会により試合開催の可否を決定、またはマッチコミッショナーの判断により試合開催の可否を最終決定
- ・大会・リーグの関係者に発症者が出た場合の報告方法の確立・義務化

※ 有症状選手（発熱選手）は絶対に試合に出場させてはならない。

※ チームの活動は当該（学校・会社等）団体の規定がある場合はそれに準拠するものとする。

◎試合会場での対応

- ①咳・発熱などの症状がある方の観戦自粛を促す。
- ②必要とされる場合は、マスクの着用
- ③医師との連携強化

◎審判の対応

選手の扱いに準拠する

以上

【本件に関する連絡先】

財団法人 日本サッカー協会

技術部 岡田 真木子

TEL: 03-3830-1810

FAX: 03-3830-1814